

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随 意 契 約 を 締 結 し た 日	随意契約の相手方 の氏名及び住所	随意契約に係る 契 約 金 額	随 意 契 約 に よ る こ と と し た 理 由	その他必要な 事項（備考）
医療情報システム調 達コンサルティング 業務委託 1式	広島赤十字・原爆病 院 事務部 用度課  広島県広島市中区千 田町1丁目9番6号	平成29年4月1日	株式会社医療情報シ ステム研究所  大阪府大阪市西区新 町1-14-21-3403	2,462,400 (税込)	院内の情報システムを熟知し、院内 の事情に精通し、当該業務に必要な 知識を有している必要があることか ら、性質又は目的が競争を許さない 場合に該当する。 (会計規則第36条3項)	
医療情報システム運 用支援業務委託 1式	広島赤十字・原爆病 院 事務部 用度課  広島県広島市中区千 田町1丁目9番6号	平成29年4月1日	ワールドビジネスセ ンター株式会社  大阪府大阪市中央区 南本町1-7-15	16,329,600 (税込)	院内の情報システムを熟知し、院内 の事情に精通し、当該業務に必要な 知識を有している必要があることか ら、性質又は目的が競争を許さない 場合に該当する。 (会計規則第36条3項)	
医療事務委託 1式	広島赤十字・原爆病 院 事務部 用度課  広島県広島市中区千 田町1丁目9番6号	平成29年4月1日	株式会社ニチイ学館  東京都千代田区神田 駿河台2丁目9番地	185,379,914 (税込)	業務の特性上、院内の事情に精通し 当該業務に必要な知識を有している 必要があることから、性質又は目的 が競争を許さない場合に該当する。 (会計規則第36条3項)	
給与計算システム保 守 1式	広島赤十字・原爆病 院 事務部 用度課  広島県広島市中区千 田町1丁目9番6号	平成29年4月1日	ワイエムコンサルテ ィング株式会社  広島県広島市中区金 山町4-10	1,425,600 (税込)	契約業者が当該機器のメンテナンス 業者であり、業務の適切な実施が可 能である唯一の業者であることか ら、性質又は目的が競争を許さない 場合に該当する。 (会計規則第36条3項)	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随 意 契 約 を 締 結 し た 日	随意契約の相手方 の氏名及び住所	随意契約に係る 契 約 金 額	随 意 契 約 に よ る こ と と し た 理 由	その他必要な 事項（備考）
心電計  1台	広島赤十字・原爆病 院 事務部 用度課  広島県広島市中区千 田町1丁目9番6号	平成29年6月30日	株式会社共和医機器  広島市西区商工セン ター二丁目1番2号	1,036,800 (税込)	予定価格が160万円を超えないため 随意契約とした。  会計規則第36条4項および会計規則 施行細則第35条(2)に該当	
人工腎臓装置用逆浸 透水处理整備点検  1式	広島赤十字・原爆病 院 医療技術部臨床 工学課  広島県広島市中区千 田町1丁目9番6号	平成29年11月21日	ティーエスアルフレ ッサ株式会社  広島県広島市西区商 工センター1-2-19	4,752,000 (税込)	修理・点検又は部品の買い入れに直 接関連するため契約者以外に履行さ せることが不利である。 会計規則施行細則第35条（随意契 約によることができる場合）に該当	
全身麻酔装置整備点 検  1式	広島赤十字・原爆病 院 医療技術部臨床 工学課  広島県広島市中区千 田町1丁目9番6号	平成29年11月21日	ティーエスアルフレ ッサ株式会社  広島県広島市西区商 工センター1-2-19	3,262,680 (税込)	修理・点検又は部品の買い入れに直 接関連するため契約者以外に履行さ せることが不利である。 会計規則施行細則第35条（随意契 約によることができる場合）に該当	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。